

令和5年度 特別の教育課程の実施状況等について

岐阜県		
学校名	管理機関名	設置者の別
多治見市立笠原小学校	多治見市教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学校名	特別の教育課程の編成の方針等の公表 URL
多治見市立笠原小学校	http://school.city.tajimi.lg.jp/s-kasahr/

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学校名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
多治見市立笠原小学校	http://school.city.tajimi.lg.jp/s-kasahr/	http://school.city.tajimi.lg.jp/s-kasahr/

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- 計画通り実施できている
- 一部、計画通り実施できていない
- ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

当校ではALTが2名常勤しており、担任との綿密な打合せを十分におこなって授業を行うことができている。また、経験豊富なALT及び、ネイティブスピーカーで、アイデア豊富なALTのもとで、日々の英語教育の充実が図られている。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- 実施している
- 実施していない

<特記事項>

当校は保護者に対する情報提供とともに、1年に2回児童・保護者及び地域住民の代表である学校運営協議会の委員を対象に評価を実施している。

学校評価における児童の自己評価は以下のような結果となっている。

◎英語の授業は楽しく、自分のためになっている

「そう思う」62.8%「どちらかといえばそう思う」29.5%と、肯定的な評価は合計92.2%という高い評価になった。一方、「どちらかといえばそう思わない」6.0% 「そう思わない」1.8%と、否定的な評価は合計7.8%となった。

児童の意識では、昨年度よりも肯定的な評価が0.1ポイント上がった。

また、保護者の評価は以下のようにになっている。

◎子どもは英語活動のよさを感じて前向きに取り組んでいる

「そう思う」34.7% 「どちらかといえばそう思う」51.0%と、肯定的な評価は合計85.7%という高い評価になった。一方「どちらかといえばそう思わない」10.8% 「そう思わない」2.7%と、否定的な評価は合計13.5%となった。

保護者の意識は、0.7ポイント下がったが、昨年度とほぼ同様肯定的な評価であった。

さらに、学校関係者（学校運営協議会委員）からは、平成15年から継続して取り組んでいる英語教育の成果として、当該校の児童のコミュニケーションに対する積極性が挙げられた。「外国の人に対しても臆さずに話しかけていく姿はこれからの国際社会を担っていくことに対する期待を感じる。」との評価をいただいた。

今後とも、英語の授業を通して褒めて伸ばすよう職員の意思統一を大切にする。

3. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

当校は、「一人一人を大切にする学校」を経営方針として「自立 共生 創造」の教育目標の具現を目指している。社会が大きく変革する中、「夢をもち、仲間とともに未来を切り拓く、たくましく生き抜く子」を育成するためには、児童一人一人に確かな自己肯定感・自己有用感を実感させることが最重要であるととらえ、実践している。

また、研究主題を「生き生きとコミュニケーションを図る児童を育てる指導の工夫～笠原型コンテンツ・ベイストの手法を用いた授業づくりと適切な評価の在り方～」とし、研究推進に取り組んできた。笠原型コンテンツ・ベイストとは「伝え合う内容を重視し、問題解決的な活動により、伝え合う必然を生み出す」指導方法を探究するものであり、「問題解決的な活動により、『聞く・話す・読む・書く』必然を生み出すとともに、コミュニケーションへの意欲を高める目的・場面・状況の設定」「児童の意欲、関心が高い学習事項を生かした題材」「驚きや発見、気づきの生まれる伝え合う値打ちの高い内容」という3点から児童の育成を図っている。活動を通してコミュニケーションのよさ、自他のよさに気付く機会が増え、とらえる目や、伝える言葉も豊かになっており、大きな成果となっている。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

小学校低学年から、全学年を通して系統的に教科（「外国語科」）としての外国語の学習を実施することにより、小学校における外国語教育の一層の充実を図ることができる。その中で、児童一人一人のコミュニケーション能力を伸ばすとともに自国や外国の文化の理解を広げ、深める事を通して、将来、国際的な活動に参加できる資質・能力を育むことができる。このことは、教育基本法第2条第2号、同条第5号及び学校教育法第21条第3号に掲げる教育の目標に関する規定に適合している。

4. 課題の改善のための取組の方向性

研究開発校としての使命を終えているが、特別の教育課程の編成・実施を行う中で「外国語科」の実践の継続と、その検証を実施していく必要がある。

令和8年度に義務教育学校として開校することを踏まえ、今一度これまでの営みを整理・統合し、9か年を一貫とした教育課程を編成するとともに、幼保小中一貫教育の核として実践を検証していく必要がある。